

問題2 (R4-1-E)

明確な契約関係がなくても、事業に「使用」され、その対償として「賃金」が支払われる者であれば、労働基準法の労働者である。

問題3 (R4-1-A)

労働基準法の労働者であった者は、失業しても、その後継続して求職活動をしている間は、労働基準法の労働者である。

問題4 (R4-1-B)

労働基準法の労働者は、民法第623条に定める雇用契約により労働に従事する者がこれに該当し、形式上といえども請負契約の形式を探るものは、その実体において使用従属関係が認められる場合であっても、労働基準法の労働者に該当することはない。

問題5 (R元-3-エ)

いわゆる芸能タレントは、「当人の提供する歌唱、演技等が基本的に他人によって代替できず、芸術性、人気等当人の個性が重要な要素となっている」「当人に対する報酬は、稼働時間に応じて定められるものではない」「リハーサル、出演時間等スケジュールの関係から時間が制約されることはあるが、プロダクション等との関係では時間的に拘束されることはない」「契約形態が雇用契約ではない」のいずれにも該当する場合には、労働基準法第9条の労働者には該当しない。

問題6 (R4-1-D)

株式会社の代表取締役は、法人である会社に使用される者であり、原則として労働基準法の労働者になるとされる。

Point 労働者の定義 ⇒【労基問4・5】

◆職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者

- ※ 使用される者 …使用者の指揮命令を受けて労働しているなどの使用従属関係が認められる場合
- ※ 賃金を支払われる者 …現に就業している者に限られる
- ※ 不法就労者である外国人の場合にも労基法の適用がある ⇒cf. 【労災問6】同じ
- ※ 使用者との間に使用従属関係が認められる場合には、労務提供の形態に関わらず、労働者に該当する
ex. 請負契約による下請負人、臨床研修の研修医

◆法人等の代表者、役員の労働者性(問題6)

- ※ 法人・団体・組合等の代表者、個人事業主 →賃金を支払われる者でないことから、労働者に該当しない
- ※ 法人の役員で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合
→労働者に該当する ex. 取締役部長

◆各問題の検討と補足説明(問題2～問題5)

- ※ 問題2 …明確な契約関係がなくても、実体において使用従属関係が認められれば労働者に該当する
- ※ 問題3 …失業して使用される者でない者は、その後の求職活動の有無にかかわらず労働者に該当しない
- ※ 問題4 …(1) 雇用契約により労働に従事する者であっても個人に使用される場合は労働者に該当しない
(2) 請負契約の形式であっても使用従属関係が認められる場合は労働者に該当する
- ※ 問題5 …問題文にある「」の4点のいずれにも該当する場合は、法9条の労働者には該当しないものとされている(通達) →芸能タレントは深夜業に関する制限の適用を受けない場合がある

cf. 【労災問6】・【労一問2】(労契法)・【安衛問4】・【労一問 25】(最賃法) 労働者 →労基法と同様の定義

cf. 【労一問 39】(労組法) 労働者

→職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者

※ 賃金支払要件がないことから、就業者に限定されず、失業中や育児休業中の者が含まれる

cf. 【労基問 130】年少者(満 18 歳に満たない者)の深夜業に関する制限の原則と例外

※ 原則 …午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない

※ 例外的に使用できる場合

ex. 災害等のために臨時の必要がある場合の時間外・休日労働、農林水産業、交替制勤務 等

cf. 【労基問 131】児童(15 歳年度末までの者)の深夜業に関する制限

※ 原則 …午後 8 時から午前 5 時までの間において使用してはならない

(非工業的業種・満 13 歳以上の児童、映画の製作の事業・満 13 才に満たない児童)

※ 例外 …午後 9 時から午前 6 時までの間において使用してはならない

(演劇の事業で演技を行う業務・満 13 才に満たない児童)

cf. 【雇用問6】被保険者適格 →雇用される労働者であること

※ 役員報酬のみを受けて賃金を受けない法人等の代表者、役員、個人事業主は被保険者適格を有しない

cf. 【健保問7】・【厚年問5】被保険者適格 →使用される者であること

※ 法人等に使用される代表者、役員は被保険者適格を有し、個人事業主は被保険者適格を有しない

解答: 問題2 正 問題3 誤 問題4 誤 問題5 正 問題6 誤
(法9条、民法 623 条、昭和 63.7.30 基収 355 号、平 11.3.31 基発 168 号)